



保育料無償化と在宅育児手当のご案内



城里町では、令和6年9月より、子育て世帯の経済的な負担軽減を目的として、2歳児以下の保育料の無償化と、認可保育所未入所の児童がいる世帯に対する町独自の支援策を実施します。

1. 0～2歳児の保育料無償化について

国の政策による無償化の対象にならない2歳児以下の保育料を軽減します。これにより、令和6年9月以降は認可保育所の保育料が0円になります。

- 認可保育施設（保育所、認定こども園）
手続きは不要です。9月分以降の保育料が0円になります。
- 一時預かり、認可外保育施設等
 - ① 住民税非課税世帯（保育の必要性の認定を受けた方）は、国の制度（施設等利用給付）の申請により保護者負担額42,000円/月まで無償化
 - ② ①以外の世帯は、城里町在宅育児手当を申請してください。



2. 城里町在宅育児手当について

子育て世帯の経済的な負担を軽減し、こどもを安心して産み育てる環境の充実を図るため、以下の条件に該当する児童の養育者に城里町在宅育児手当を支給します。

- | | |
|-------------|---|
| 対象者 | 保育所等に入所せず、在宅で子どもを養育している保護者等（無償化の対象にならない一時預かり、認可外保育施設利用者を含む） |
| 期間 | 満1歳に達した日の属する月、または申請月の翌月のどちらか遅い月から満3歳に達した年度の末日まで |
| 支給金額 | 月額2万円（支給開始は令和6年9月分から） |
| 申請方法 | 手当の受給には申請が必要です。令和3年4月2日生まれ～令和6年4月1日生まれの児童を養育し、当該児童を保育所等に入所させていない世帯には6月中に通知を送付します。 |
| 申請期限 | 令和6年7月31日（水） |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none">・6か月に1度指定の口座に振り込みます（ただし、令和6年9月分は翌月支払）。・本給付金は、雑所得として課税対象となる可能性があります。・支給対象であっても申請をしなければ手当は支給されませんのでご注意ください。・こども園の入所が決定した後は、支給がされません。 |

